

住宅改修費の支給について

玉 名 市

住宅改修を考えるにあたって

利用者の自立支援に資する住宅改修となるように、改修内容を考えるにあたり以下の点について事前に検討をお願いします。

1. 複数の介護サービスを含めた検討を行う。

在宅で生活するための課題を解決する方法は住宅改修だけではありません。訪問介護など人的な支援、デイサービスなどで生活範囲を広げることについても併せて検討ください。複数のサービスと組み合わせることで、住宅改修の効果は相乗的に高まります。

ケアマネジャーは、利用者に対し住宅改修の内容に加え、他の有効性の高いサービスについての情報提供を十分に行ってください。

2. 福祉用具と併せて検討を行う。

住宅改修の内容を検討するにあたり福祉用具の利用も併せて検討ください。

介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方 について、

平成10年8月24日第14回医療保険福祉審議会 老人保健福祉部会では、

「在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。」とされています。利用者の心身の状態に合わせ、杖や歩行器、入浴補助用具などの福祉用具の利用を併せて住宅改修を検討ください。

3. 生活動線上の片付けや家具等の配置換えの検討を行う。

介護保険は公的な制度です。そのため前提として自助努力による生活環境の改善は、住宅改修より前に検討される必要があります。

例えば、住宅改修を必要とする理由のひとつに「転倒防止」が挙げられますが、単に手すりを設置するだけで転倒が無くなるのではなく

- ・利用者の居室を変更する(動線を短くする)
- ・動線上の障害物を撤去する
- ・ベッドや家具の配置換えを行う

といったことの検討が行われることで初めて住宅改修の効果を得られます。生活環境の改善に向けた自助努力は必ず行ってください。

1 住宅改修費とは

在宅の要介護認定または要支援認定を受けている方が、実際に居住する住宅に手すりの取付け等の住宅改修を行った場合、改修費用の9割または7割が介護保険から住宅改修費として支給されます。

2 対象者

介護保険の認定申請を行い、要支援・要介護認定を受けていることが必要です。改修が認定前や認定有効期間外の場合は、保険給付の対象外となります。要支援・要介護認定の申請中の場合は、基本的に認定結果がおりてから手続を行ってください。

3 対象となる住宅

要支援・要介護者が居住する住宅が対象となります。申請の際には、住宅改修を予定している住宅の住所の介護保険被保険者証の住所を確認してください。

4 支給対象となる住宅改修の種類

住宅改修費の支給対象となる住宅改修の種類は次のとおりです。

種類	内容
手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒の予防や移動を助けるために設置するものであること。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。
段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの道路等の段差または傾斜を解消するための住宅改修であること。 【改修例】 <ul style="list-style-type: none">・敷居を低くする工事・スロープを設置する工事・玄関框の高さを解消するため踏み台を設置する工事
滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	滑りの防止や移動を円滑にするためのものであること。 【改修例】 <ul style="list-style-type: none">・浴室において床材の滑りにくいものへ変更する工事・通路面において滑りにくい舗装材へ変更する工事

引き戸等への扉の取替え	<p>開き戸を引き戸に変更するなど扉全体の取替えのほか、扉の撤去および扉の一部の取替えなども含まれる。</p> <p>【改修例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等へ取り替える工事 ・ドアノブの変更
洋式便器等への便器の取替え	和式便器から洋式便器に取り替える工事
その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	<p>上記の手すりの取付け、段差の解消、床または通路面の材料の変更、扉の取替え、便器の取替えを行う場合に付帯して必要となる住宅改修。</p> <p>【改修例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付けのための壁の下地補強 ・浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事 ・床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備 ・扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 ・便器の取替えに伴う床材の変更 など

※ 要支援・要介護者の心身の状況と住宅の状況などから判断して、改修の内容が利用者の自立支援のために住宅改修が必要と認められる場合に、上記に該当する種類の改修が保険給付の対象となります。

住宅改修が利用者の自立支援に資する改修内容となるためには、利用者の生活、身体機能、環境などについて多角的な検討を行い、利用者の状態にあった設置位置や長さ、形状、福祉用具との併用等について検討することが重要となります。したがって、利用者やケアマネジャーが一人で抱え込んで考えた改修や、福祉用具事業者や住宅改修事業者に丸投げされた改修は、利用の自立支援としては不十分な結果に終わることがあります。

実施される改修が利用者の自立支援につながる改修となるように、できるだけ多くの職種の有識者と多角的な視点から検討を行なってください。

5 給付の範囲

介護保険における住宅改修は、在宅介護を重視し、**高齢者の自立を支援する観点**から、心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護（支援）者の、日常生活上の起居や移動等の基本的動作の支援を目的として設置される段差の解消や手すりなどの改修を介護給付の対象としています。

しかし一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また**持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮して、保険対象の対象とする住宅改修の支給範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模なもの**となります。したがって、必要以上に広い範囲や高価な材料を支給対象となりません。

また趣味や仕事をするための工事については介護保険での住宅改修の対象となりません。

住宅改修の範囲の考え方について

(平成10年8月24日第14回医療保険福祉審議会 老人保健福祉部会)

2 介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

- (1)在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。
- (2)一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

6 支給限度基準額

住宅改修費の支給対象となる金額は、同一の住宅で20万円までです。（介護保険から支給される金額は、自己負担が1割の場合は18万円、2割の場合は16万円、3割の場合は14万円が上限となります。）支給限度基準額（20万円）を超えた場合、超えた部分は全額自己負担となります。

なお、例外として、転居した場合や要介護状態区分が最初に住宅改修を着工した日と比べて著しく重くなった場合は、改めて支給限度基準額20万円分の住宅改修費の支給を受けられます。

7 支給方法

住宅改修費の支給方法は、償還払いと受領委任払いのいずれかを選択できます。

(1) 償還払い

住宅改修完了後に利用者がいったん費用の全額を住宅改修事業者支払い、後日、市が支給対象金額の9割～7割を利用者に支給する方法。

(2) 受領委任払い

住宅改修完了後に利用者が自己負担分（支給対象金額の1割～3割＋支給対象外金額）を住宅改修事業者支払い、後日、市が支給対象金額の9割～7割を住宅改修事業者へ支給する方法。

※受領委任払いによる支給は、市と「受領委任による保険給付に関する契約」を結んでいる住宅改修事業者が改修を行う場合に利用できます。

5 支給手続き

住宅改修費の支給手続きは、次のとおりとなります。

住宅改修を行うにあたっては、担当介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談いただき、どのような改修が必要か十分に検討してください。

(1) 事前申出

住宅改修を行う前に、次の書類を市高齢介護課に提出してください。

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修申出書
（支払方法により「受領委任払用」と「償還払用」の2種類があります）
- ② 承諾書 若しくは 代表相続人確認書
（住宅の所有者が申請者本人でない場合のみ）
- ③ 住宅改修が必要な理由書
（※理由書の補足資料としてケアプランも提出ください）
- ④ 図面（家全体及び施工箇所が分かる平面図 及び 改修箇所の立面図）
- ⑤ 改修の予定写真（日付及び施工予定部分が分かるようにしてください）
- ⑥ 見積書、内訳書（住宅改修の種類を記入した内訳書、申請者宛の見積書）
- ⑦ 材料等のカタログの写し

※その他住宅改修の確認に必要な書類の提出を依頼することがあります。

※④図面、⑤写真についても申請者の氏名を記載ください。

※⑥見積について

住宅改修では、工事価格が住宅改修業者の裁量によるほか、技術・施工水準の差が大きくなってしまふことが懸念されます。そのため、平成30年8月より介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員は、住宅改修に要する費用の見積もりは複数の住宅改修の事業者から取るように利用者に対して説明することが義務化されました。（平成30年7月13日付老高発0713第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）

つきましては、居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員は、住宅改修の相談や理由書の作成を依頼された際等には、複数の住宅改修の事業者から見積りをとるよう、利用者に対して説明してください。

なお、説明を行ったものの、利用者が複数業者に見積りをとらない場合でも、住宅改修の支給が受けられなくなるものではありませんが、他の改修と比較して工事価格等が著しく高価となっている場合は、他業者へ見積りの検討を再度お願いする場合があります。

(2) 事前審査

事前確認申出の段階で、要支援・要介護者の身心の状態や住宅の状況などから審査を行います。

要支援・要介護者の状況に合わせ、居宅生活を改善するという目的でなければ、住宅改修の該当工事であっても保険給付としては認められません。

※事前申請を点検した際、疑義が生じたもの、現地を確認することが適切と判断されるものについては実地調査を行います。

市が住宅改修の内容を承認した場合、承認通知書を利用者に送付します。

※事前申出承認後の変更について

改修業者が改修を行う際に、事前申出の内容と異なる改修を行ってしまうと保険給付の対象外となってしまいます。見積段階で予測できなかった事情により改修内容を変更する必要がある場合には、必ず事前に市高齢介護課までお問合わせください。

玉名市では、介護給付適正化の一環として、理学療法士等の専門職による実地調査に取り組んでいます。

このことは介護保健法に規定される地域支援事業に位置づけられていることに加え、平成30年度に新設された「保険者機能強化推進交付金」における評価項目として定められており、保険者としても取組の推進が求められているものです。

そのため、事前点検において疑義が生じた場合、現地を確認することが適切と判断される場合は、実地調査を行っています。

(3) 支給申請

市の承認後に住宅改修を行い、完了後に次の書類を市高齢介護課に提出してください。

① 住宅改修費支給申請書

(受領委任払いの場合は「住宅改修費支給申請書兼委任状」)

② 完了確認書 (担当ケアマネジャーの確認印が必要です。)

③ 改修箇所工事完了確認写真 (施工前・施工後が分かり、日付を入れたもの)

④ 領収書 (利用者が負担した分の領収書)

※利用者負担1～3割 (円未満切上げ)、公費負担9～7割 (円未満切捨て)。

※「工事完了日」と「領収日」が月をまたいだ日付とならないようお願いします。

市が支給申請書等の内容を審査し住宅改修費の支給を決定した場合、利用者に支給決定通知書を送付します。

6 注意事項

(1) 事前審査のための申出書等の提出日について

事前審査に必要な申出書等の書類は、住宅改修着工予定日のすくなくとも6営業日前までに提出してください。

(2) 新規申請中および入院、入所中に住宅改修を行う場合について

要介護または要支援認定の新規申請中の方や病院、施設等に入院、入所中の方が退院、退所後の在宅生活のために住宅改修を行う場合、償還払いでの支給となります。また、住宅改修完了後に提出する支給申請書等は、新規申請の結果で要介護または要支援の結果が出た後、退院、退所後に提出してください。なお、次の場合には住宅改修費が支給されませんので、ご注意ください。

- ・新規申請の結果が非該当だった場合
- ・病院、施設等を退院、退所しなかった場合

住宅改修費支給の流れ（ケアマネジャー、事業者向け）

① 要介護認定を受ける。

- ・利用者は介護保険の認定申請を行い、要介護認定(もしくは要支援)を受ける必要があります。

② ニーズの発見（利用者及からの介護支援専門員等への相談、モニタリングからの発見）

- ・利用者がどういうことに困っているのか十分に話を聞き、潜在的ニーズを引き出すようにします。

③ 身体状況、家屋状況の確認、評価を行う。

- ・座ったり、歩いたり基本的な動作の確認をし、生活動作にどのように関わるか観察します。
- ・生活の全体像を把握するため、家屋の全体像や利用者の生活動線を確認します。
- ・②で確認したニーズと照らし合わせ、利用者の生活動作について評価を行います。

④ 問題となる点を絞り込み、場所と動作を明確にする。

- ・身体機能と家屋状況を総合的に考えて、なぜそれが出来ないかを客観的に確認し、他の動作へ変更で解決できないか、福祉用具などの使用で解決できないかを確認します。
→それでも解決できない場合は、具体的な改修の検討に入ります。

⑤ 改修の計画についての検討（専門職種からの意見を基に改修等の計画を作成する。）

- ・利用者やその家族、介護支援専門員、工事業者（建築関係者）、訪問リハビリの担当者などがそれぞれの専門性から意見を出し合い、改修の内容を十分に検討してください。
- ・検討した改修の計画について利用者本人や家族に提示し、確認をとります。

⑥ 事前審査（市へ事前確認の申出→事前審査→審査結果の連絡）

- ・高齢介護課介護保険係に必要書類を提出ください。
- ・申請時の心身の状態や住宅の状況などから審査を行います。
- ・申請者の身体状況を確認するため、ご自宅への訪問調査を行う場合もあります。

⑦ 改修工事の実施～負担分の支払い（工事施工→完了→利用者負担分の支払）

- ・事前審査承認後の改修工事内容の変更は、改修費全体が給付の対象外になります
- ・事完了後、利用者は負担額※を工事業者に支払い領収書を受け取ります。
 - ※ i) 償還払いの場合→費用の全額
 - ※ ii) 受領委任払の場合→費用の自己負担分

⑧ 完成後の確認

- ・改修計画の目的に沿った工事が行われたか、本人や介護者等にとって効果があったか、安全に使用しているか等の観点から確認します。

◎ 住宅改修費支給申請～支給（支給申請書の提出→支給額の決定→指定口座への振込）

- ・高齢介護課介護保険係に必要書類を提出ください。